ポスト

令和８年３月２日
金融庁

「信託業法施行規則及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」の公布について

「公益信託に関する法律」（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、「信託業法施行規則及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」を別紙１のとおり制定し、所要の規定の整備を行いました。

本件は行政手続法第39条第４項第８号で定める他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理に該当することから、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施しておりません。

なお、本件の府令は本日公布され、令和８年４月１日から施行されます。

（別紙１） 信託業法施行規則及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

問合せ先

- **電話受付**

  受付時間：平日10時00分～17時00分

  電話番号：０５７０－０１６８１１（ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８１１）

- **ウェブサイト受付**

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

企画市場局総務課信用制度参事官室　（庁内用3582、3596）

相談・手続・採用情報

- 各種窓口のご案内
  - 金融サービス利用者相談室
  - 金融行政モニター
- 情報公開等
- パブリックコメント
- 申請・届出・照会
  - オンライン行政手続
- 入札公告等
- 採用情報

金融庁の行政相談においては、「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応について方針を定めています。

新着情報配信サービス

金融事業者一括検索機能 NEW

金融庁ソーシャルメディアアカウント

関連リンク

金融庁金融研究センター

証券取引等監視委員会

公認会計士・監査審査会

サイトマップ

- 金融庁について
- 報道・広報
- 政策・審議会
- 法令・指針等
- 金融機関情報
- 国際関係情報
- アクセスＦＳＡ（広報誌）

- 組織
  - 大臣・副大臣・政務官
  - 金融庁の概要
  - 金融庁の改革
  - 所管の法人
  - 予算・決算
  - 政策評価
  - 採用情報
- 報道対応
  - 報道発表資料
  - 記者会見
  - 大臣談話等
- 広報活動
  - アクセスＦＳＡ（広報誌）
  - 白書・年次報告
  - 職員による講演等
  - 職員による寄稿等
  - 利用者の方へ
  - 注意喚起情報
  - 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
  - よく閲覧されているページ
- 基本方針等
  - 金融行政方針
  - 政府方針における金融庁関連の施策
- 政策テーマ・施策
  - 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）
  - 政策テーマ等一覧（全体）
- 審議会・研究会等
  - 審議会・研究会等一覧
- 研究・調査
  - 金融研究センター
- 所管法令等
- 検査・監督の基本方針等
  - 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
- 監督指針・事務ガイドライン
  - 監督指針一覧
  - 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧
- 告示・ガイドライン・Ｑ＆Ａ等
  - 告示・ガイドライン・Ｑ＆Ａ・法令解釈事例集一覧
- 金融上の行政処分等
- 全金融機関共通
- 預金取扱金融機関（銀行等）関連
- 保険会社関連
- 金融商品取引業者等関連
- 金融会社関連
- 国際関係の取組み
  - 国際金融センター
  - 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）
  - 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援
- 国際基準設定主体等の公表資料等
  - 金融安定理事会（FSB）
  - バーゼル銀行監督委員会（BCBS）
  - 保険監督者国際機構（IAIS）
  - 証券監督者国際機構（IOSCO）
  - 金融活動作業部会（FATF）
  - その他

▲ ページの先頭に戻る

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government　（法人番号6000012010023）
Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3－2－1 中央合同庁舎第７号館
電話番号：03-3506-6000